

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―十一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県吉川市大字川富字新堤向四百二番一他十八筆

埼玉県吉川市大字関字新堤向発通五百九十八番一他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千二百十・八四立方メートル